

◎新潟県告示第1257号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金統制額を次のとおり指定し、令和5年1月1日から施行する。

なお、令和2年2月新潟県告示第201号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は、令和4年12月31日限りで廃止する。

令和4年12月9日

新潟県知事 花 角 英 世

| 大人料金<br>(12歳以上の者) | 中人料金<br>(6歳以上12歳未満の者) | 小人料金<br>(6歳未満の者) |
|-------------------|-----------------------|------------------|
| 480円              | 150円                  | 70円              |